

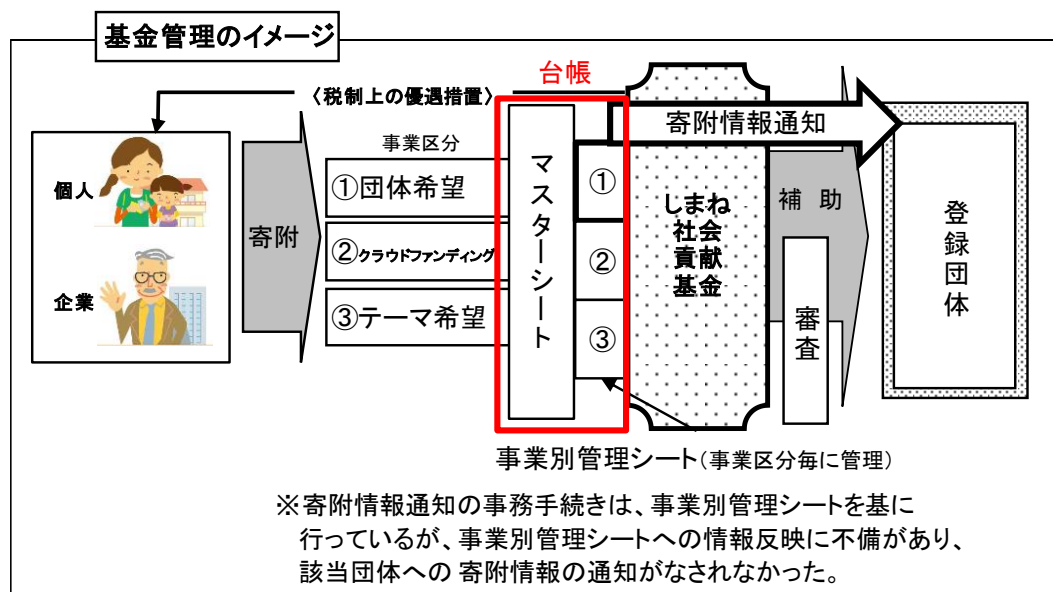
島根県社会貢献活動推進事業の事務手続きにおける不適切事案について

島根県社会貢献活動推進事業により団体希望寄附のあった寄附金情報について、しまね社会貢献基金登録団体への連絡手続き漏れがあった事案が判明しました。

このような事態を招いたことをお詫びいたしますとともに、ご寄附を賜りました寄附者のみなさま並びに基金をご活用いただきます団体みなさまに安心してご利用いただけますよう、再発防止の徹底に努めて参ります。

1. 事案の概要

島根県社会貢献活動促進基金条例第 6 条の規定に基づく島根県社会貢献活動促進基金による社会貢献活動支援事業のうち、団体活動支援事業では、寄附者が指定した団体に対し、年 3 回（5，9，12 月）寄附額を通知することとしているが、令和 6 年 5 月分の通知において、令和 6 年 1 月～3 月に寄附のあった寄附情報の一部について、通知されていなかったものが 6 団体分（寄附件数 4 人 10 件 計 460 千円）あった。



2. 主な経過

○ 令和 6 年 7 月 4 日（木）PM

・登録団体より「当該団体への寄附金があるのではないか」と問い合わせがあり、事業別管理シートを基に寄附金がない旨を回答したが、マスターシートにより改めて確認をしたところ寄附金があることが判明した。

また、令和 5、6 年度の寄附分について同様の事例の有無について調査したところ、合計 6 団体分（寄附件数 4 人 10 件 計 460 千円）あることが判明した。

3. 事案の発生要因

マスターシートに記載された全ての寄附情報が事業別管理シート上に反映されているかを組織的にチェックする仕組みが不十分であった。

4. 対応の状況

○ 令和6年7月5日（金）

- ・問い合わせのあった団体に対し電話連絡によりお詫びと寄附金が活用可能である旨の一報を入れた。
- ・本事業を開始した平成21年度以降の全寄附分について、同様の事例の有無を調査し、他に漏れのないことを確認した。

○ 令和6年7月8日（月）

- ・該当する6団体へ電話連絡によりお詫びと寄付金が活用可能である旨を連絡するとともに、6団体に対し寄付金が活用可能である旨の通知を行った。

5. 再発防止策

（1）事務手続きの改善

- ・寄附金情報通知に係る事務手続きの参照元であるマスターシートの確認を徹底する。

（2）確認体制の強化

- ・職員相互での確認に加え、所要の確認項目を反映させたチェック表を作成する。